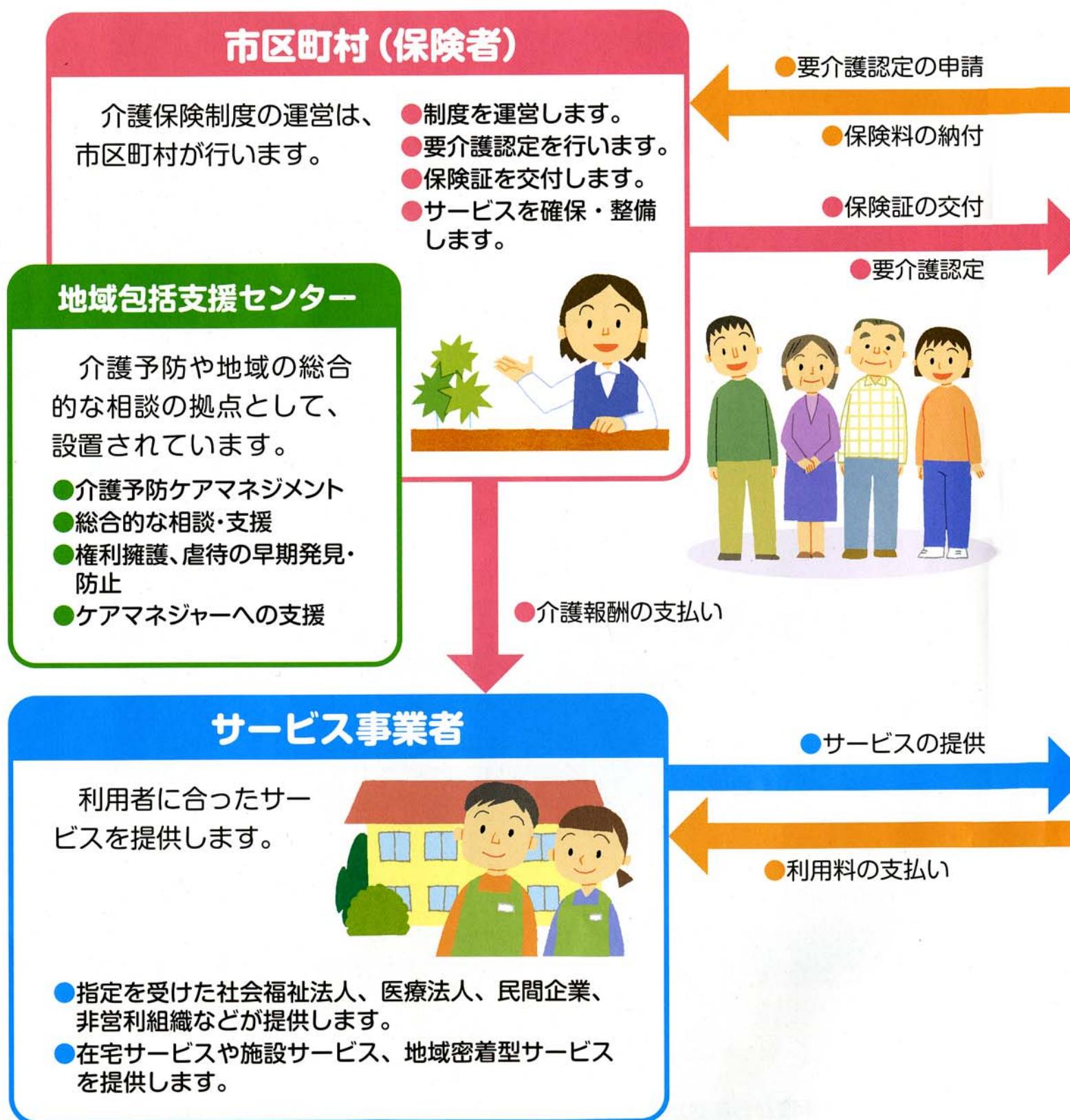


みんなで支えあう制度です

介護保険制度は、市区町村が保険者となって運営しています。40歳以上のみなさんは、加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要となったときには、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。



介護保険に加入する人(被保険者)

介護や支援が必要と認められたら、介護保険のサービスが利用できます。

- 保険料を納めます。
- サービスを利用するため、要介護認定の申請をします。
- サービスを利用し、利用料を支払います。



第1号被保険者 65歳以上の人 サービスを利用できる人

第1号被保険者は、原因を問わず介護や日常生活の支援が必要となったとき、市区町村の認定を受け、サービスを利用できます。



第2号被保険者 40歳以上65歳未満の人 (医療保険に加入している人) サービスを利用できる人

第2号被保険者は、老化が原因とされる病気（特定疾病）により介護や支援が必要となったとき、市区町村の認定を受け、サービスを利用できます。

特定疾病

●がん	●骨折を伴う骨粗鬆症	●脊柱管狭窄症	●脳血管疾患
医師が一般に認められている医学的知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る	●初老期における認知症	●早老症	●閉塞性動脈硬化症
	●進行性核上性麻痺、大	●多系統萎縮症	●慢性閉塞性肺疾患
	脳皮質基底核変性症お	●糖尿病性神経障害、糖	●両側の膝関節または股
	よびパーキンソン病	尿病性腎症および糖尿	関節に著しい変形を伴
	●後縦靭帯骨化症	病性網膜症	う変形性関節症

介護保険の保険証が交付されます

- 介護保険の加入者には医療保険の保険証とは別に、一人に一枚の保険証（介護保険被保険者証）が交付されます。介護サービスを利用するときなどに欠かせないものですから大切に扱いましょう。
- 65歳以上的人は、65歳に到達する月に交付されます。
 - 40歳以上65歳未満の人は、認定を受けた場合などに交付されます。